

令和5年(ワ)第17364号 令和5年(行ウ)第299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子他5名

被告 国

## 第1準備書面

2024年2月29日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田善恭

同 井桁大介

同 谷口太規

同 亀石倫子

同 西愛礼

## はじめに

本準備書面では、被告答弁書における本案前の主張（第 1）及び被告準備書面（1）における本件各規定が憲法の規定に違反しないと主張等（第 2 以下）に対する反論を行う。なお、本訴の憲法適合性判断枠組みに関する被告の主張に対する詳細な反論については、憲法学者である東北大学辻村みよ子名誉教授の意見書（甲 B35）等を踏まえて、別途提出する原告第 2 準備書面において主張する。

### 第 1 被告国の本案前の主張について（答弁書 3～6 頁）

被告は、原告能條桃子及び原告久保遼の地位確認及び違法確認請求（原告能條につき請求の趣旨第 1 項(1)(2)、原告久保につき請求の趣旨第 2 項(1)(2)）について、それぞれ神奈川県選挙管理委員会及び都留市選挙管理委員会を被告とするべきであり、本訴は被告選択を誤るもので確認の利益を欠くと主張する。その根拠としては、被告への請求が認められても立候補届出の審査権限を有する選挙管理委員会に対して既判力が及ばないことを挙げる。

しかしながら、選挙管理委員会が被告となっても紛争の抜本的解決とはならない。原告らが立候補できなかった理由は、公職選挙法条 10 条 1 項 4 号及び 5 号の規定（本件各規定）の存在に尽きる。神奈川県及び都留市の選挙管理委員会には、当該規定の要件を解釈してより低い年齢の立候補を認める裁量（要件裁量）も、法律上の年齢に達していないのに立候補届を受理するという効果を認める裁量（効果裁量）もない。本件規定に依拠して届出の受理をしなかった両選挙管理委員会には、法適用においてなんらの裁量権の逸脱濫用も認められないから、両選挙管理委員会を被告としても紛争は解決しない。

他方で、被告を国として原告らの地位確認請求又は違法確認請求が認容されれば、国会による本件規定の改正等が行われる。これによりはじめて原告らの被選挙権に対する侵害が確実になくなり、本件の本質的な紛争は抜本的に解決される。

被告選択に誤りはなく確認の利益が認められる。被告の本案前答弁は認められな

い。

**第2 「第2 公選法10条1項3号ないし5号（本件各規定）は憲法の規定に違反しないこと」について（準備書面(1)4～14頁）**

**1 被選挙権の法的性質について（準備書面(1)5頁）**

被告国は、被選挙権の法的性質について「選挙を通じて公職になる資格であり、当選すれば公職者となることのできる権利でもあるとされている」（被告準備書面(1)5頁）と主張する。

かかる説明は、かつて被選挙権は公務（義務）であり一種の資格ないし権利能力であるとされた時代の考え方を前提にしたものであり誤っている。被選挙権の法的性質は今日では憲法上の基本的権利であると理解されており、学説上も被選挙権の権利性を重視する見解が多数である。原告第2準備書面で詳述する。

**2 憲法適合性に関する判断枠組みについて（準備書面(1)5頁）**

被告国は、本件規定の憲法適合性に関する判断枠組みについて「憲法が国会に委ねた裁量権を考慮してもなおその限界を超えるものとして、これを是認することができないとされる場合に、初めて憲法に違反する」（準備書面(1)・7頁）と主張する（準備書面(1)6～7頁）。

訴状で主張したとおり、被選挙権は選挙権と同様、国民主権原理に由来する憲法上の基本的権利であり、被選挙権のはく奪は国民主権に対する重大な侵害である。平成17年最大判判決福田補足意見が「国民主権に基づく代表民主制は、治者と被治者の同一性を必須のものとする。治者と被治者の分断・・・の帰結は・・・天皇主権下への逆戻りであ」（訴状15頁）るとし、選挙権剥奪につき立法裁量を否定したのはこの趣旨である。本件で立法裁量を前提とする判断枠組みが採用されるべきであるとする被告の主張は誤りである。この点も原告第2準備書面で詳述する。

### 3 本件規定は立法府の合理的裁量の範囲内にあるか否かについて（準備書面(1)7～11頁）

上述のとおり被告に立法裁量は認められるべきではないが合理性も認められない。被告は、「地方議員や都道府県知事の職務内容や権限を踏まえ、社会経験から出てくる思慮・分別」に着目して、被選挙権年齢を 25 歳又は 30 歳に与えることには合理的理由があると主張する。

しかし、25 歳未満であると一律で「相当な知識や豊富な経験」も「社会的経験に基づく思慮と分別」もないのに、25 歳以上になると一律でこれらが身につくというのは若者に対する偏見に過ぎない。本来求められるべきは 25 歳又は 30 歳を超えれば思慮分別が身につく、それ未満は「低能力」であることを裏付ける科学的根拠であるが、被告はこれらについて何も主張していない。海外では先進国を中心に 18 歳以上の者に被選挙権を与えることがスタンダードになりつつある。18 歳以上の者に被選挙権を与えたことで何らの問題も生じていない。思慮分別や社会経験の有無は選挙がスクリーニングを果たしており、被選挙権年齢の引き下げがもたらすデメリットはない。反面、若者の政治参加促進等メリットの方が圧倒的に大きい。結局、被告国の説明は一定の年齢制限を設ける立法目的の正当性を説明しようとしているだけでその手段の合理性を全く説明していない（訴状 26～42 頁参照）。

被選挙権年齢を 25 歳又は 30 歳に設定する合理的理由は存在しない。なお、この点については原告第 2 準備書面において改めて主張する。

### 4 被告の言及する裁判例について（準備書面(1)11頁）

被告は、公職選挙法 10 条 1 項 5 号が合憲とされた判決として東京地方裁判所令和 2 年 7 月 9 日判決（乙 10 の 1）及び東京高等裁判所令和 3 年 4 月 14 日判決（乙 10 の 2）を、同 2 号が合憲とされた判決として神戸地方裁判所令和 4 年 11 月 18 日判決（乙 11 の 1）及び大阪高等裁判所令和 5 年 5 月 25 日判決（乙

11 の 2) に言及している（準備書面(1)11 頁）。

しかし、被告はこれらの裁判例の結論部分に言及するだけで原告の主張との関連性が明らかでない。なお、上記裁判例は本訴の重要な争点である平成 17 年最大判基準の採否に関して言及しておらず原告の主張を否定する論拠にはなり得ない。

## 5 平成 17 年最大判基準に関する被告の主張について（準備書面(1)11～14 頁）

### (1) 平成 17 年最大判基準は「選挙権又はその行使」の制限以外の事案にも適用される

被告は、平成 17 年最大判は「『国民の選挙権又はその行使』の制限の憲法適合性について判示するもの」であり「被選挙権の規定の適合性判断のあり方について射程を及ぼす趣旨であるとは到底解され」ず、その根拠として平成 17 年最大判が憲法 44 条但書を引用する一方で被選挙権について定めた 44 条本文を引用していないことを挙げる（準備書面(1)12 頁）。

しかし、平成 17 年最大判基準は「選挙権又はその行使」以外を争点とする場合でも国民主権原理に対する侵害が認められる場合には採用されており、本訴にも当然妥当する。国民審査法が在外国民に対して国民審査権の行使を認めていなかったことが憲法 15 条 1 項等違反であるとした最大判令和 4 年 5 月 25 日判決は、平成 17 年最大判基準を適用する理由づけとして、以下のよう  
に、国民審査権が国民主権原理に由来するものであることを強調している。

「憲法は、前文及び 1 条において、主権が国民に存することを明らかにし、15 条 1 項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であるとした上で、79 条 2 項において、最高裁判所の裁判官の任命について、衆議院議員総選挙の際に国民

の審査に付する旨規定し、同条 3 項において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定している。・・・審査権が国民主権の原理に基づき憲法に明記された主権者の権能の一内容である点において選挙権と同様の性質を有することに加え、憲法が衆議院議員総選挙の際に国民審査を行うこととしていることにも照らせば、憲法は、選挙権と同様に、国民に対して審査権を行使する機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。」

被選挙権も国民主権原理に由来する。被選挙権は選挙権と表裏の関係にあるとされており、国民審査権以上に選挙権と近似した性質を有している。平成 17 年最大判基準の適用範囲が「選挙権又はその行使」に限られるとする被告主張は、令和 4 年最大判を無視するもので誤りである。

なお、憲法 44 条後段の趣旨は被選挙権にも及ぶ。林知更教授は「本条が差別禁止規定として固有の役割を最もよく発揮しうるのは、被選挙権の行使に関してであるように思われる。これは、憲法上被選挙権に関する明示の規定がほかにない一方、法律上は選挙権に比べて被選挙権の方が制約が大きいことの帰結であろう。」（甲 B16・320 頁）と指摘する。平成 17 年最大判が憲法 44 条本文を引用していないことは、同最大判基準が本訴のような被選挙権制限事案に妥当しないとすることの理由にならない。

## (2) 平成 17 年最大判基準は国民主権原理を介して選挙権制限以外の事案にも適用される

ア 被告は、「参照されるべき憲法の条文に共通性があるからといって、そのことが、それぞれで問題となっている憲法上の権利の内容ないし性格等を捨象して、同様の判断枠組みにより憲法適合性を判断しなければ

ならないとする根拠になるとは到底解されない」（準備書面(1)12頁）と主張する。

しかしながら、令和4年最大判は国民主権原理に由来する条文を介して平成17年最大判基準を採用した。選挙権と被選挙権の法的性質は極めて近似しており権利の性格等を捨象したとは到底いえない。被告の主張は誤っている。

イ 被告は、原告が訴状で言及した①最高裁判所平成18年7月13日第一小法廷判決（訟務月報53巻5号1622号）、②東京地裁平成25年3月14日判決（判例時報2178号3ページ）及び③最高裁判所令和4年5月25日大法廷判決（民集76巻4号711号）について「上記①及び②は、国民の選挙権又はその行使の制限が問題となった事案であり、上記③は国民審査権の行使の制限が問題となった事案であって、いずれも被選挙権の制限が問題となっている事案ではない。」と主張する（準備書面(1)12~13頁）。

しかし、これらの判例に共通することは、国民主権原理に由来する権利への制約が生じた場合に平成17年最大判基準を用いたという点である。被選挙権に対する制約は国民主権原理への制限が生じたという点で、①②③の事案と共通している。被告の主張は判例の理解として誤っている。

### (3) 当該選挙で立候補できるのは一回限りである

被告は「本件各規定による被選挙権の年齢要件は・・・飽くまで所定の年齢に達するまでの間の立候補を制限するにとどまるものであり」と主張する（準備書面(1)13頁）。

しかし、被告の主張は、①全ての若年成人が所定の年齢に達することを所与の前提とする点、②数回程度であれば被選挙権を剥奪しても良いとする点のいずれにおいても憲法上の権利の重要性を無視するもので採用できない。

とりわけ②に関しては、例えば 55 歳から 60 歳までは被選挙権を剥奪する規定があったとして、その期間については現職議員であってもいったん政治家になることは諦めて 60 歳を超えたら改めて立候補すれば良い、このような制約は「飽くまで所定の年齢」の期間だけ「立候補を制限するにとどまる」などという理由づけが、到底受け入れられないことを考えればわかるとおり、端的な若者差別である。選挙は数年に一度しか実施されない。政治家として、社会人としてのキャリアプランの観点から、選挙はどれも同じではない。何歳で立候補するか、何歳から政治家になるか、ある特定の選挙で立候補し、当選するかどうかは、まさに死活問題である。例えば自身の居住区で震災等大災害に見舞われたことがきっかけとなり、政治家として地域の復興に尽力したいと考える者にとって、震災復興が行われているその時に政治の場にいなければならない意味がない。特定の選挙における立候補権が奪われれば、その選挙で当選し政治家になるという可能性は完全に閉ざされる。他の選挙で代替されることはない。「飽くまで所定の年齢に達するまでの間の立候補を制限するにとどまる」などという主張は、その一回限りの選挙の重要性を極めて不当に低く評価するものというほかない。

#### (4) 民主政の過程での解決が困難であること

また被告は「原告らがいうような利益相反が直接問題となるものでもない。実際に、原告が提出する調査報告書（甲 A7）によれば、被選挙権年齢引下げに関しては、複数の政党が被選挙権年齢引下げを公約に掲げ、国会において議論が重ねられている状況にあるのであって、民主政の過程での回復が困難であるとする原告の主張は当を得たものとはいえない。」と主張する（準備書面(1)14 頁）。

被告の主張は誤っている。被選挙権年齢の引き下げは現職政治家にとって競争相手を減らすメリットがある。これは新たに法を策定するのではなく既



存の法令の現状維持という形で現れる。

実際、被選挙権年齢の引き下げについては国会でも議論がなされ、野党を中心に複数の政党が公約に掲げているが法改正に結実しない期間が長く続いている。その背景には、政治家にとって被選挙権年齢の引き下げを行うことが自身の再選可能性との関係で利益相反関係にあることにある。民主政の過程で被選挙権年齢の引き下げを行うのは困難である。

### 第3 「本件各確認請求には理由がないこと」について（準備書面(1)14頁）

- 1 第1で述べたとおり、本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えには確認の利益があり、適法である。
- 2 これまで述べて来たとおり、本件各規定は憲法15条1項等に反して違憲であるから、原告能條桃子及び原告久保遼の本件地位確認請求及び本件違法確認請求は認められる。

### 第4 「本件国家賠償請求は理由がないこと」について（準備書面(1)14～16頁）

被告は、国家賠償法1条1項の「違法」の意義及び国会議員の立法不作為に関する国賠法1条1項違反の判断枠組みを示したうえで、本件各規定に違憲性はなく立法不作為による国賠法上違法の評価を受ける余地はないと主張する。

しかしながら、訴状46～47頁で述べたとおり、本訴においては、平成27年頃から国会では繰り返し被選挙権年齢引き下げについて質疑がなされていたことから、遅くとも平成27年の時点において、統一地方選挙において25歳未満の者に対して被選挙権の行使を認めないことが違憲であることは、立法府においても明白になっていた。そうであるにもかかわらずその後も立法府は違憲性を知りながら改正を怠り続けてきたことは明らかである。

したがって、平成27年以降何らの立法措置も取らなかったことは立法府の怠慢というほかに著しい不作為に当たる。本件国家賠償請求には理由がある。

以上